

農地・ため池への 太陽光発電導入補助金

令和8年度

広げよう！
ソーラーシェアリング

補助金額

「太陽光発電」

「太陽光発電」設備導入費用
(工事費込み、税抜き)

×

補助率 (1/2)
補助上限 500 万円

+
プラス

「蓄電池」

「蓄電池」設備導入費用
(工事費込み、税抜き)

×

補助率 (1/3)

補助上限 (次のいずれか低い方)

- 100万円 [災害時に地域に電力を
提供する場合は上限200万円]
- 蓄電容量×蓄電池のkWh単価※×1/3
※ 4,800Ah・セル相当のkWh未満: 14.1万円/kWh
※ 4,800Ah・セル相当のkWh以上: 16.0万円/kWh

太陽光発電と同時に設置する場合補助対象

+
プラス

「水素等関連設備」

「水素等関連設備」
導入費用

(工事費込み、税抜き)

×

補助率 (2/3)

補助上限 1,000 万円

太陽光発電と同時に
設置する場合補助対象

- ☑ 契約及び事業着手前に補助金の交付申請を行ってください
- ☑ 交付申請は申請窓口までご持参ください

申請期間

令和8年5月7日～令和9年1月29日

先着順に受け付け予算額の上限に達し次第、期間中であっても受付を終了します。

詳細は
こちらから



制度の概要

補助対象者 京都府内において事業を行う個人または法人

**補助
対象事業**

- 京都府内の農地において「ソーラーシェアリング（営農型）」をおこなうもの
- 京都府内の「農業用ため池」において、水上設置型太陽光発電設備を設置するもの
※「ため池」に水上設置型太陽光発電設備を導入される場合は京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課までご相談ください

補助要件

- 太陽光発電設備が設置された下部の農地において農業生産を適切に継続すること
- 電力固定価格買取（FIT）制度及び FIP 制度の認定を受けないこと
- 本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力のうち敷地内で自家消費されないものについては京都府内の需要家で消費すること
- 蓄電池については次の価格以下のシステムとなるよう努めること
家庭用規格（4,800Ah・セル相当のkWh未満）：12.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）
業務用規格（4,800Ah・セル相当のkWh以上）：11.9万円/kWh（工事費込み・税抜き）
- PPA、リースによる導入も可能です
- 蓄電池単体、水素等関連設備単体での申請はできません

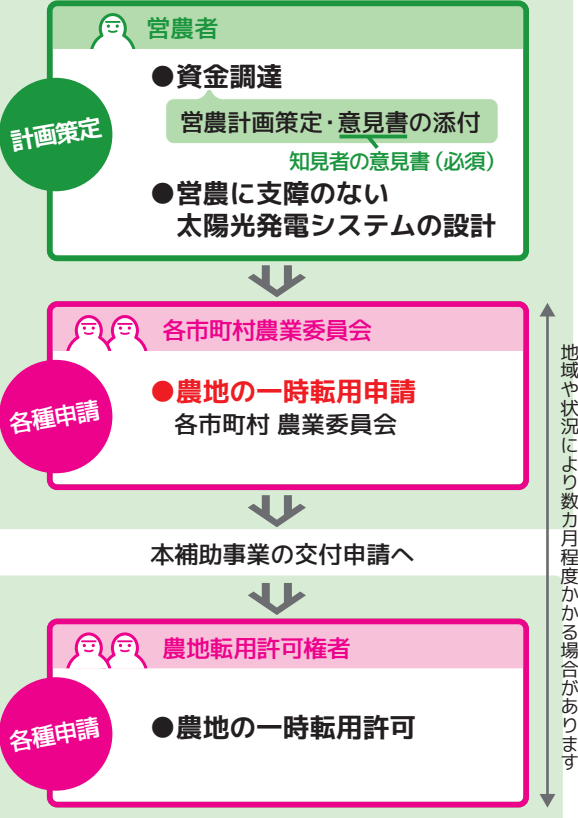
補助金交付要綱・申請様式、申請の手引き等 右記からダウンロードできます
京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課「駐車場・農地等再エネ導入促進事業」
https://www.pref.kyoto.jp/energy/carport_agripv.html



導入（申請）ポイント

《 農業に関する手続き 》

申請前に必要な手続き



《 営農の適切な継続とは 》

下部の農地での営農の適切な継続が確実か

区分	右以外の場合	遊休農地を活用する場合
基準	a. b 以外の場合 平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収しないこと。 b. 市町村で栽培されていない作物や生産に時間を要する作物の場合 試験栽培の実績又は栽培理由書に記載した単収より減少しないこと。	適正かつ効率的に利用されていること。 （農地の遊休化、捨作りをしない）

- 毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われるか
- 農作物の生育に適した日照量（遮光率）を保つための設計であるか
- 地域計画の区域内の農地の利用集積等に支障がないとして協議の場で合意が得られているか

※一時転用期間は3年以内又は10年以内です。
なお、一時転用許可は、再許可が可能です。
※支柱の高さがたりない場合、電気事業法に基づき、柵、塀等の設置が必要になる場合があります。

（出典：農林水産省「営農型太陽光発電取組支援ガイドブック」）

問合せ窓口

京都府地球温暖化防止活動推進センター補助金窓口
（NPO 法人京都地球温暖化防止府民会議）
〒604-8217 京都市中京区西六角町 97 染匠会館 2F（六角通西洞院東入ル）
受付時間：平日9時～12時、13時～17時
TEL 075-803-1129 E-mail uul@kcfca.or.jp